

令和 7 年度〔第 1 四半期〕随意契約の結果（５００万円以上の工事、物品、委託）

会計管理局

（注）※１、※２の説明

表頭欄の「根拠法令」（※１）は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第１６７条の２第１項の１号から９号のうち該当する号を記入し、２号の場合（性質又は目的が競争入札に適しないもの）については、「適用類型」（※２）に厳格な運用を図るために県が作成した７類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約期間（履行期間） （物品購入契約（単価契約を除く）は契約締結 日）	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約とした具体的理由等	根拠 法令 ※１	適用 類型 ※２
管理課	物品・役務電子調達シ ステム運用保守業務 委託	滋賀県物品・役務電子 調達システム機能一 部改修業務	令和 7 年 5 月 13 日 ～ 令和 8 年 2 月 28 日	日本電気株式会社 京 都支店	42,900,000	システム開発者と県とがシステムソフトウェアの 著作権を保有しており、当該システム開発者でな ければ機能改修業務を実施できないため。	2	3イ